

# 新たな研究開発法人制度についての第1WG座長見解 (要約)

## 1. 基本的な考え方

- 研究開発法人は、「法人の長のリーダーシップの下での自主的・戦略的な運営により、与えられたミッションに対する成果を最大限効果的・効率的に引き出す」ため、「中期目標管理」と「運営費交付金」の仕組みを導入した独立行政法人制度こそが、最適な枠組み。
- 独立行政法人制度のルール・運用で問題・障害となっているものがあれば大胆に見直し、独立行政法人制度の下で、研究開発法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営を確保していくべき。

## 2. 独法制度の下での制度・運用の抜本的見直し

- このような考えから、法律事項としては、次の対応。
  - ・ 「国立研究開発法人」(仮称)という名称を付し、法人のミッションは「研究開発成果の最大化」であることを明示
  - ・ 研究開発成果を国際水準の評価指針の下で専門的に評価するための新たな仕組みを導入(総合科学技術会議の関与等)
  - ・ 中期目標期間を長期化
  - ・ 法人職員の給与基準は、法人の長が職務の特性等を考慮して策定
  - ・ 法人の特性に配慮した柔軟な制度運用を行うべき旨を法定
  - ・ 主務大臣が法人に臨機応変な指示を行いうることとする必要も必要であれば各法人の個別法において対応
- また、運用事項についても、これまでの行革の流れの中で、ともすれば制度本来の趣旨から逸脱して、一律・硬直的となっている。これへの反省から、閣議決定、通達、中期目標・中期計画の運用慣行も積極的に見直し、研究開発を始め多種多様な業務内容に即した柔軟かつ弾力的な運用を確保していく必要(今後、最終報告に向けて審議を加速)。
- これら制度・運用の改正により、研究開発法人の機能を十全に発揮しうる環境を実現。

### 3. 「別法化」の問題点

- しかるに、一方では、新たな研究開発法人制度は、独立行政法人とは別の枠組み（別法化）とすべきとの主張あり。

これは、「目標設定や評価の手法、大臣の関与の在り方など、制度の根幹に関わる部分が異なる」と主張するものであるが、制度上の具体的な差異は説明されておらず、つまるところ、一部の先端的な研究開発法人を独立行政法人制度の枠外に切り出すことのみが主眼。

- 別法化とは、新たな特殊法人をつくるということ。特殊法人制度への反省（準則が存在せず透明性が低く組織膨張的傾向等）を踏まえて中央省庁等改革により独立行政法人という「公」を担う法人の標準モデルを設け、国民・納税者からの確に目が届くよう透明性・適正性の向上等を図ってきた流れに逆行。また、「研究開発の特性」といった業務の特殊性を根拠として別法化を認めれば、他の法人の離脱も否定しえず、独法制度は崩壊のおそれ。

研究開発法人は、独立行政法人の中でも財政依存度が高く、総額1.4兆円の独法向け運営費交付金のうち0.9兆円が研究開発法人（研究開発力強化法に掲げられた37法人）向けに支出。別法化により、運営費交付金の約3分の2が独立行政法人制度の共通の規律から漏れていくとすれば、納税者の理解は得られがたい。

- このように、独立行政法人制度という一般制度を脱して個別の制度を設けることには弊害が大きく、別法化を唱えるのであれば、独立行政法人のままでは研究開発が立ち行かないといった相当に合理的な理由が必要となるが、その理由は見当たらない。

- なお、別法化は、一義的には、独立行政法人制度と一体不可分のものとして導入された運営費交付金制度からも離脱し、単年度予算に回帰することを意味。むしろ、別法化は、事業阻害要因となるおそれ。

- 熾烈な国際競争の中で我が国の科学技術イノベーション創出力を抜本的に向上させていくためには、まず、科学技術イノベーションの「司令塔」を確立し、その下で、総合的な施策を強力に推進する体制を整えることがなにより重要。議論を法人制度論に矮小化せず根幹の問題解決に注力すべき。

以上